

公調委事第91号  
令和4年6月9日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

公害等調整委員会委員長  
荒井 勉

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

令和3年12月21日付け国不収第83号をもって意見照会のあった、道路事業（以下「本件事業」という。）に関して、A収用委員会（以下「処分庁」という。）が令和a年b月c日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）に対するX（以下「審査請求人」という。）からの審査請求について、貴殿から提出された資料に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

### 意 見

本件審査請求は、理由がないものと考ええる。

### 理 由

- 1 審査請求人は、要旨次の事由を主張して、本件裁決の取消しを求めている。
  - (1) 起業者の当初の事業計画から相当な年月が経過しており、道路そのものの有効性及び実用性に疑問がある。長期間に渡り工事未着工であり、その間の周辺環境や社会情勢の変化を考慮した事業計画の見直しを行うべきである。また、処分庁による本件処分における裁決書の理由についても、上記の杜撰<sup>ずさん</sup>な事業計画を前提としたものであり、不当である。
  - (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の情勢を無視して対面の打合せや文書提出の期日を迫られるなど、手続に不信感を抱いている。また、交渉の内容も、屋根の一部を削る、物置を移転させる等無謀な内容であった。今後、

本件に関する交渉について、一切の関与を拒否する。

2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

- (1) 審査請求人は、本件事業について、当初の事業計画から相当な年月がたっており事業計画の有効性及び実効性について疑問があり、事業計画を見直すべきこと、本件裁決書の理由は、その事業計画を前提としているから不当であることを主張する（前記1(1)）。

資料によれば、本件事業については、昭和d年e月f日にB地区の道路事業を対象として事業認可を受けた都市計画事業について平成g年h月i日及び平成j年k月l日に事業施行期間を延長する事業計画変更の認可を受けた後、平成m年n月o日に本件裁決の対象地を含むC地区をも対象とする事業計画変更の認可を受け、更に平成p年q月r日及び平成s年t月u日に事業施行期間を延長する事業計画変更の認可を受けて、現在の事業施行期間が令和v年w月x日までとされていることが認められる。したがって、当初の事業認可及び平成m年の変更認可から相当の年月がたっていることは認められるが、資料によれば、それは地権者との間の用地交渉に時間がかかっていることなどに原因があることが認められる。これに対し、審査請求人の上記主張では、相当の年月がたつことによって本件事業の事業計画の有効性及び実効性にどのような疑問があり、どのように見直すべきかなどの具体的な点が明らかではない。少なくとも、事業認可又はその変更認可から相当の年月が経過したこと自体で直ちに事業認可又は変更認可の違法性が認められるということではできない。そのため、審査請求人の主張が、事業認可又はその変更認可に係る瑕疵が本件裁決に承継されたとして本件裁決の違法を主張するもの<sup>かし</sup>だとしても、当該瑕疵の内容が明らかでない以上、その主張は失当であるというほかない。

なお、審査請求人の上記主張について、本件事業（都市計画法第69条の規定により土地収用法（以下「法」という。）第3条各号の一に規定する事業に該当するとみなされる。）に係る都市計画事業の認可（都市計画法第70条第1項の規定により法第20条の規定による事業認定に代えるものとされている。）又はその変更認可に関する上記の疑問点や見直しの必要性があるにもかかわらず、処分庁がその点の審理を十分行わず、その事業計画を裁決の理由の前提としたことを本件裁決の固有の瑕疵として主張しているものと理解したとしても、法第43条第3項及び第63条第3項は、「事業の認定に対する不服」を「収用委員会の審理と関係が

ないもの」と定めているため、その主張も失当であるというほかない。

- (2) 次に、審査請求人は、処分庁の審理手続について、新型コロナウイルス感染症の拡大の中で対面で行ったことや、文書提出の期日を設定したことを問題としている（上記1(2)）。なお、審査請求人が、起業者との任意交渉を問題にしているのであれば、起業者との任意交渉の過程については、法第48条第1項に規定する権利取得裁決の決定事項及び法第49条第1項に規定する明渡裁決の決定事項の内容に係るものではない。したがって、処分庁が本件裁決を行うに当たって考慮すべき事項ではなく、また、法第47条に規定する裁決申請の却下事由にも該当しないことから、本件裁決についての不服の理由とすることはできない。）。

資料によれば、処分庁は、令和y年z月a a日の審理期日を対面で開催し、起業者に本件事業の内容及び損失補償額等の説明をさせ、それに対して審査請求人から意見の陳述を受けるとともに、書面の提出期限について審査請求人の意見を聴いた上で同月末までと設定して、審理を終結し、その後、審査請求人から意見書（a b通）の提出を受けたことが認められる。収用委員会の審理は、その審理が一般公衆の監視の下に置かれることを通じて公正な審理が行われることを目的として公開が原則として義務付けられていることから（法第62条）、上記の時期において対面で審理を行ったことが直ちに裁決手続の違法をもたらすものとは認められない。また、書面提出の期限設定も不当に短いとはいえない。そのため、本件裁決に手続上の違法があるとは認められず、また、これが不当であるということもできない。

さらに、審査請求人は、本件裁決が審査請求人所有建物の屋根の一部を削り、物置を移転させるものであることを問題としている（上記1(2)）。資料によれば、本件裁決では、審査請求人所有建物の屋根の一部（a c平方メートル）が本件事業地内に存し、これを切り取っても同建物の存続や利用に影響しないと判断し、同部分の除却を前提とする損失補償額が算定されたこと、物置については、移転のための残地が十分にあることから、構内移転を前提に損失補償額が算定されたことが認められる。そして、これらの点に関する本件裁決の審理判断の過程に違法又は不当な点は認められない。

- 3 以上のとおりであることから、審査請求人の主張は、いずれも理由がないものとする。